

逗子市例規における「市民」「住民」の定義等について

「市民」という文言が題名に使用されている逗子市例規・・・24 件

「住民」という文言が題名に使用されている逗子市例規・・・10 件

(参考)

「市民」という文言が題名に使用されている法令・・・4 件

「住民」という文言が題名に使用されている法令・・・16 件

○定義

(参考)地方自治法

第 10 条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

逗子市広報板管理規程

第 2 条第 3 号 市民グループ 逗子市民を主な構成員とする複数人の集まりであって、市内に活動拠点及び問い合わせ先のあるものをいう。

逗子市個人情報保護条例施行規則

第 2 条第 2 項 条例第 1 条に規定する「市民」とは、逗子市民及び個人情報の開示、訂正請求等を行うことができるすべての者をいう。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例

第 3 条第 2 項 (抜粋) 市民(市内に勤務する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体その他本市の行政に利害関係を有する者を含む。以下同じ。)

逗子市まちづくり条例

第 3 条(定義) 市民 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者及び市内の土地又は建物を所有する者をいう。

第 3 条第 6 号 近隣住民 開発事業の区域の近隣に住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者で規則で定める範囲内のものをいう。

第 3 条第 7 号 周辺住民 近隣住民の周辺に住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者で規則で定める範囲内のものをいう。

第 3 条第 8 号 関係住民 前 2 号に掲げる者をいう。

逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例

第 2 条第 3 号 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

逗子市営駐車場条例

別表第2（備考） 1 **市民**とは、市内に在住、在勤及び在学する者をいう。

逗子市深夜花火規制条例

第2条第4号 **市民**等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

逗子市空き家等の適正管理に関する条例

第2条第4号 **市民** 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

逗子市救急医療機関外国籍市民対策補助金交付要綱

第2条第1号 外国籍**市民** 逗子市に住民登録を行っている外国人をいう。ただし、住民登録を行っていない者についても、現に居住している場所等の確認をもってこれに代えることができる。なお、居所が不明な者は、受診した医療機関の所在地に居住しているものとみなす。

逗子市住民自治協議会等に関する要綱

第2条第2号 地域**住民** 地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

○権利

（参考）地方自治法

第10条第2項 **住民**は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第 11 条 日本国民たる普通地方公共団体の**住民**は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第 12 条 日本国民たる普通地方公共団体の**住民**は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第 12 条第 2 項 日本国民たる普通地方公共団体の**住民**は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第 13 条 日本国民たる普通地方公共団体の**住民**は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

第 13 条第 2 項 日本国民たる普通地方公共団体の**住民**は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

第 13 条第 3 項 日本国民たる普通地方公共団体の**住民**は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する。

逗子市市民参加条例

第4条(市民の権利) **市民**は、行政活動に参加する権利を持ちます。

逗子市議会議員政治倫理条例

第4条(市民の調査請求権) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する**市民**は、議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。

○役割(責務)

(参考)地方自治法

第 10 条第 2 項 **住民**は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

逗子市市民参加条例

第5条(市民の役割) **市民**は、**市民**参加をするときは、自らの行動と発言に責任を持ち、他の**市民**の参加の権利に配慮し、良識を踏まえて行動するものとします。

逗子市個人情報保護条例

第5条(市民の責務) **市民**は、相互に個人の情報の保護が重要であることを認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

逗子市暴力団排除条例

第5条(市民及び事業者の役割) **市民**及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

逗子市環境基本条例

第4条(市民の責務) **市民**は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第4条第2項 前項に定めるもののほか、**市民**は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例

第5条(市民の責務) **市民**は、自然環境を保全するよう自ら努めるとともに、この条例に定める手続が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

逗子市まちづくり条例

第 5 条 (市民の責務) **市民** は、まちづくりの推進に主体的に取り組むとともに、市が行うまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

第 5 条 第 2 項 **市民** は、開発事業に係る紛争が生じたときは、自らその解決に努めなければならない。

逗子市景観条例

第 5 条 第 1 項 **市民** 及び事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなくてはならない。

第 5 条 第 2 項 **市民** 及び事業者は、市が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

逗子市みどり条例

第 3 条 第 2 項 **市民** は、緑地等が適正に確保され、保全されるように自ら努めるとともに、緑化の推進がなされるよう市長に協力しなければならない。

逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例

第 3 条 (市民等の責務) **市民** 等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器に収納する等、自らの責任において適正に処理するとともに、市の実施する空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに美化・清掃活動の充実に関する施策(以下「施策」という。)に協力しなければならない。

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

第 5 条 (市民の責務) **市民** は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

逗子市深夜花火規制条例

第 4 条 (市民等の責務) **市民** 等は、花火をするときは、近隣住民に迷惑をかけてはならない。

第 4 条 第 2 項 **市民** 等は、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。